

令和 8 年春季全国火災予防運動いわき市実施要綱

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死傷者の発生を減少させるために住宅用火災警報器の設置、更新を図り、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2025 年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

3 期 間

令和 8 年 3 月 1 日（日）から 3 月 7 日（土）までの 7 日間

4 実施機関

いわき市消防本部・いわき市消防団

5 推進協力機関

- (1) いわき市危険物安全協会
- (2) いわき市消防設備士等協会
- (3) いわき地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
- (4) いわき市女性消防クラブ連絡協議会

6 重点推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 高齢者の防火対策

令和 7 年中の住宅火災による死者数は 2 名（すべて 65 歳以上の高齢者）となっている。令和 6 年の住宅火災における死者は 8 名（すべて高齢者）であり、6 名の減少となったものの、引き続き高齢者世帯における火災予防対策を最重要項目に位置づけ、次の事業に力を入れることとする。

- (ア) 高齢者家庭調査の実施
- (イ) 高齢者向け防火講話等の実施

イ 住宅用火災警報器の設置・更新の普及促進

本市において、令和 7 年 6 月 1 日現在の住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置率は 85.2% であり、全国の設置率（84.9%）を上回っているものの、令和 7 年中の住宅火災発生件数は、昨年と同数の計 29 件（共同住宅を含む）発生している。この

29 件のうち、14 件で住警器が未設置であり、死者が 1 名（高齢者）、負傷者が 2 名（うち高齢者は 1 名）であった。住警器の未設置による死傷者をゼロとするため、次の事業に力を入れることとする。

なお、高齢者宅における設置率向上を図るため、高齢者家庭調査等で把握した未設置世帯には、取付け支援制度の積極的な普及により、設置率向上に努めることとする。

(7) 住警器の設置・更新及び取付け支援制度の普及

(イ) 中山間地域における設置率100%

(2) 林野火災予防対策の強化

令和 7 年 2 月、岩手県大船渡市において延焼範囲約 3,370ha に及ぶ大規模な林野火災が発生する等、全国的に大規模な林野火災が相次いで発生した。これらの林野火災を受け、火災予防条例を改正し、林野火災注意報及び警報の運用を開始したところである。

各種事業をとおして林野火災注意報及び警報の更なる周知徹底を図るとともに、林野火災の多くは人為的な要因によるものが多いことを踏まえ、林野周辺の住民や入山者等を対象に、火気の適切な使用をはじめとする火災予防に関する広報や啓発活動を実施し、防火意識の向上を通じて林野火災予防の徹底を図るよう努めることとする。

なお、JA 福島さくら農業協同組合に対し、市内の JA 加入の農家に、回覧板を用いた「林野火災注意報・警報チラシ」の広報を依頼した。

さらに、農繁期を迎えるにあたり、枯草焼却用のバーナーを販売する市内のホームセンターに対し、販売コーナーに「林野火災注意報・警報チラシ」のブースを設ける等、広報を依頼する予定である。

ア 大規模店舗での街頭広報（ティッシュ配布）

イ 他機関と連携した広報の実施

ウ 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出制度の周知徹底

7 推進項目

(1) 特定防火対象物等に対する防火安全対策の徹底

令和 7 年中、市内の特定防火対象物において 6 件の火災が発生している。出火原因はこんろ（2 件）、爆発（1 件）、配線器具（1 件）、たばこ（1 件）及び不明（1 件）であった。立入検査により、避難通路の適切な維持管理を指導するとともに、飲食店においては厨房設備等の火気設備の維持管理を徹底するよう指導する。また、電気火災の予防についても併せて注意喚起を行い、火災防止に努めること。

(2) 地震火災対策の推進

大規模な地震が発生したあとには、多くの場所で同時に火災が発生

するおそれがあり、特に木造密集市街地では大規模な火災に発展する可能性が高くなる。このようなことから、感震ブレーカーのデモ機を活用する等、各イベントの機会を捉え、地震火災に対する広報を実施すること。

(3) 広報事業

消防団、幼少年、女性消防クラブ等と連携した事業を展開し、各種広報を実施すること。

(4) その他の事業

幼少年期に対する防火思想を普及させるため、小学校中学年に対する防火教室等を実施する。なお、火災予防に効果的と認めた事業については地域の特色を活かし、積極的に実施すること。

また、次の事業については各署所において適宜実施すること。

- (1) 懸垂幕、セイルのぼり旗、火の用心のぼり旗の設置
- (2) 消防車両への広報マグネットシート貼付による広報
- (3) 火災予防運動ポスターの掲示
- (4) 大規模店舗等における店内放送等の実施（マルトの店内放送及びレシート印字については、予防課が対応するものとする。）
- (5) 各種広報媒体の活用（予防課において対応）

ア 広報いわき

イ 消防本部ホームページ

(<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1000100000429/index.html>)

ウ 消防テレフォンガイド（050-1808-6119）

エ 市公式 SNS（Instagram、Facebook、X 及び LINE）